

改正

平成一七年一〇月六日規則第九九号

岐阜県先端科学技術体験センター管理規則をここに公布する。

岐阜県先端科学技術体験センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号。以下「条例」という。）の規定に基づき、岐阜県先端科学技術体験センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者指定申請書に添付すべき書類等)

第二条 条例第三条の二第二項に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- 二 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 三 納税証明書
- 四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

(指定管理者の届出)

第三条 条例第三条の二第四項に規定する事項は、団体の代表者の氏名とする。

(遵守事項)

第四条 センターを使用する者は、条例第四条第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 センターの施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。
- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、センターを使用する者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これ

に従わないときは、センターから退去を命ずることができる。

附 則

この規則は、平成十一年七月九日から施行する。

附 則（平成十七年十月六日規則第九十九号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。